

介護保険制度の改定に関する意見書（案）

現在、国において介護保険制度の改定が検討されており、平成26年の通常国会に法案を提出しようとしている。

利用者負担については、一定以上の所得のある高齢者の利用料を現行の1割から2割に引き上げることや、低所得の施設入所者への補助を縮小することが検討されているが、現在でも経済的な負担の重さから利用が困難な者が少なくない中、こうした負担増を行えば、更なる利用の抑制につながりかねない。

また、特別養護老人ホームの入所者については、原則要介護3以上にすることが検討されているが、これは要介護1、2であっても家族の状態等により、在宅での生活が困難な者が少なくないという実態を無視したものである。

さらに、要支援者への訪問介護と通所介護については、介護保険の給付対象から外し、市町村事業に移すとともに、事業費の上限を設けようとしている。これが実施されれば、要支援者が十分なサービスを受けられず、健康状態を悪化させるおそれがあることに加え、利用者の負担増も懸念される。

こうした利用者の負担増及び給付の縮小となる制度の改定は、介護を支える国の責任を後退させ、国民に大きな負担を強いるものであり、介護を社会全体で支えるという介護保険の理念にも反するものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、介護保険制度の改定を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て